

東広島市避難行動要支援者避難支援プラン  
(全体計画)



平成24年5月策定

平成27年3月修正

東 広 島 市

## 目次

第1	目的	1
第2	計画の位置づけ	1
第3	対象地域	2
第4	概要	2
第5	定義	2
1	要配慮者	2
2	避難行動要支援者	2
3	避難行動要支援者名簿	2
4	避難支援等関係者	2
5	避難支援者	3
第6	避難行動要支援者名簿の作成	3
1	避難行動要支援者の範囲	3
2	個人情報の取扱い	3
3	避難行動要支援者名簿作成に関する関係部署の役割分担	4
4	避難行動要支援者名簿の更新	4
5	避難行動要支援者名簿の作成の進め方	4
6	避難行動要支援者名簿への随時登録	4
第7	個別計画の策定	4
1	個別計画を策定する者	4
2	個別計画策定の進め方	5
3	支援体制の確保	5
第8	個人情報の取り扱い方針	5
1	事前の避難行動要支援者名簿の共有	5
2	個人情報の提供	5
3	避難行動要支援者名簿への登録に不同意であった者に対する支援体制	5
4	災害時における名簿情報の提供	6
5	名簿等の保管及び利用方法	6
6	名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するため市が求める措置及び市が講ずる措置	7
第9	日頃の備え	7
1	地域における取り組み	7
2	市における取り組み	8
第10	災害時の対応	8
1	地域における取り組み	8
2	市における取り組み	8
第11	災害発生時の情報伝達方法	9
1	避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令基準	9
2	情報伝達方法	9
第12	避難誘導と安否確認	9
1	避難誘導	9
2	安否確認	9

はじめに

大きな災害が発生すると、電気・水道などのライフラインや道路の寸断、建物の倒壊などにより、消防や警察などの公共機関も迅速な救助を行うことが困難になります。平成7年に発生した阪神・淡路大震災における救助活動では、自助（自分や家族）が70%、共助（自治会などの地域）が20%、公助（国・県・市）が10%だったといわれています。

また、平成23年の東日本大震災では、犠牲者の約6割が65歳以上の高齢者であり、障害者の死亡率は被災者全体の死亡率の約2倍程度に上ったといわれています。

一方で、近年多発している集中豪雨は、短時間のうちに狭い範囲に集中して大雨が降るため、素早く避難することが必要です。とりわけ、高齢や障害などにより、災害時に自力で避難することが困難な者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する避難支援の重要性が、防災対策上喫緊の課題となっています。

そのため、本市では、平成24年度に、国・広島県が示したガイドラインに基づき、「東広島市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を策定し、協定を結んだ住民自治協議会に災害時要援護者名簿を提供してきました。

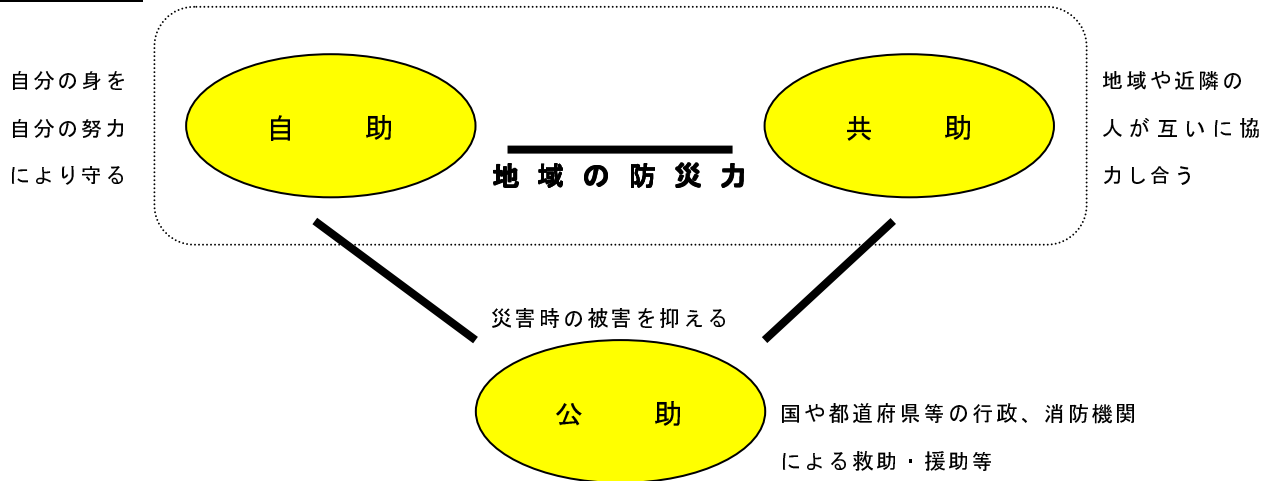
その後、国においては、平成25年6月に災害対策基本法を改正、同年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を示し、避難行動要支援者を記載した名簿の作成を各自治体に義務付けるなど、避難行動要支援者支援体制の整備を行いました。

本市では、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、「東広島市地域防災計画（平成27年1月修正）」の第2章第9節に定める避難行動要支援者に関する計画に基づき、「東広島市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を見直し、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について「東広島市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」（以下「本プラン」という。）を定めたものです。

## 第1 目的

本プランは、避難行動要支援者の自助及び地域の共助を基本とし、避難行動要支援者が、安全かつ確実に避難できるように、平常時から、避難行動要支援者に関する情報を把握し、情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、避難行動要支援者が安心して暮らすことができる地域社会の形成を目的とします。

イメージ図 自助・共助・公助



自助	<p>自分の安全は、自分で守るのが、防災対策の基本です。</p> <p>自分で、自分自身や家族・財産を守ることは災害に対する基本的な行動です。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家具の固定、落下防止の措置</li> <li>・避難行動要支援者名簿への登録</li> <li>・自宅から避難所までの経路の事前確認</li> </ul>
共助	<p>「自分達の地域は自分達で守る」という隣保互助の重要性が再認識されており、平素から、地域の連携を深め、災害時の情報伝達や避難支援活動を行うことが大切です。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会、住民自治協議会、自主防災組織等による防災訓練</li> <li>・社会福祉協議会、民生委員児童委員、住民自治協議会等による見守り・声かけ活動</li> <li>・避難支援者への登録</li> <li>・地域行事等を通じた信頼関係づくり</li> </ul>
公助	<p>警察、消防、市、県などの行政機関等が、災害支援活動を実施することです。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者の把握（名簿等の管理）</li> <li>・災害情報の伝達</li> <li>・避難誘導、安否確認</li> </ul>

## 第2 計画の位置づけ

本プランは、東広島市地域防災計画基本編第2章第9節要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画に基づく下位計画であり、避難行動要支援者の避難支援について必要な事項を

定めるものです。

### 第3 対象地域

本プランは、市全域を対象とします。

### 第4 概要

本プランでは、避難行動要支援者の避難支援に係る目的や対象とする避難行動要支援者の範囲、収集する避難行動要支援者情報及び個人情報の取り扱い方針など、避難行動要支援者に関する基本的な考え方や方法について定めます。

なお、避難行動要支援者一人ひとりの具体的な支援計画については、市と協定書を取り交わした住民自治協議会により、別途「個別計画」を定めます。

### 第5 定義

#### 1 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいいます。

#### 2 避難行動要支援者

本市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。

なお、本プランでは、このうち居宅生活者（一時的に入所、入院している者を含む）を対象とします。

#### 3 避難行動要支援者名簿

地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿のことをいいます。

また、避難行動要支援者名簿には次の事項を記載します。

11 氏名

12 生年月日

13 性別

14 住所又は居所

15 電話番号その他の連絡先

16 避難支援等を必要とする事由

17 その他避難支援等の実施に関して市長が必要と認める事項

#### 4 避難支援等関係者

避難行動要支援者の円滑な避難行動を支援する避難支援等関係者は、地域防災計画に定めている次の者としてします。

なお、個人情報の取り扱いについては、市と協定を締結する等の措置を講じるものとしてします。

11 住民自治協議会

12 民生委員児童委員

13 東広島市社会福祉協議会

- 14| 消防関係機関
- 15| 東広島警察署
- 16| 自主防災組織

5 避難支援者

災害発生時に避難行動要支援者の避難行動を直接支援する者をいいます。

第6 避難行動要支援者名簿の作成

1 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者名簿に登録する者は、次の各号に該当する者のうち、特に支援の必要があると判断される者で、避難行動要支援者名簿に登録することを希望し、避難行動支援等関係者へ個人情報を開示することについて同意した者をいいます。

- 11| 75歳以上の一人暮らしの者
- 12| 介護保険の要介護4以上の認定を受けている者
- 13| 身体障害者手帳1～2級を所持している者
- 14| 療育手帳最重度㊦又は重度Aを所持している者
- 15| 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者
- 16| 前各号に掲げる者に準じる者又は心身の状態に応じ避難支援が必要と判断される者

2 個人情報の取扱い

11| 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要配慮者に関する次表の情報を、避難行動要支援者名簿の作成のため必要がある場合に限って、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために利用します。

対象者	情報
75歳以上の一人暮らしの者	住民基本台帳
介護保険の要介護4以上の者	介護保険被保険者台帳
身体障害者手帳1～2級を所持の者	身体障害者手帳所有者情報
療育手帳㊦またはAを所持の者	療育手帳所有者情報
精神障害者保健福祉手帳1級を所持の者	精神障害者保健福祉手帳所有者情報

※上記に掲げる者に準じる者又は心身の状態に応じ避難支援が必要と判断される者については、その状況に応じて対応します。

12| 抽出する個人情報

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 心身の状況（対象となった理由等）

13| 関係機関からの情報の取得

市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成に必要であると認められる場合には、当該情報を保有する関係機関に対して情報提供を求めます。

### 3 避難行動要支援者名簿作成に関する関係部署の役割分担

避難行動要支援者名簿の作成は市福祉部で行います。福祉部内の役割は次のとおりです。

役割	担当課
要配慮者に関する個人情報の抽出	高齢者支援課・介護保険課・障害福祉課
個人情報開示等に関する案内文の送付	高齢者支援課・介護保険課・障害福祉課
民生委員児童委員による実態調査	社会福祉課

### 4 避難行動要支援者名簿の更新

市は、避難行動要支援者名簿を概ね1年に1度更新するよう努めます。また、転入・転出等による登録及び削除が随時可能なように努めます。

### 5 避難行動要支援者名簿の作成の進め方

#### 11) 要配慮者情報の抽出

市は、内部で保有する第6の1(1)~(5)に規定する要配慮者の情報を抽出します。

#### 12) 同意書の郵送

(1)で抽出した要配慮者に対して、民生委員児童委員に個人情報を開示することに同意するか否かについての同意書を郵送により個別通知します。

#### 13) 要配慮者リストの作成

同意書の提出があった者を登録した要配慮者リストを作成します。

#### 14) 民生委員児童委員による実態調査

民生委員児童委員に依頼し、要配慮者リストの掲載者に対して、戸別訪問等により実態調査を実施、避難行動要支援者を判定します。

#### 15) 避難行動要支援者名簿への登録同意の確認

民生委員児童委員は、避難行動要支援者に、避難支援プランの趣旨を説明し、制度への登録同意の確認を行います。登録希望者は、登録申請書兼同意書に記入を行い、民生委員児童委員を通じて市へ提出します。

#### 16) 避難行動要支援者名簿への登録

市は、登録申請書兼同意書の提出があった避難行動要支援者を避難行動要支援者名簿へ登録し、避難行動要支援者名簿を作成します。

### 6 避難行動要支援者名簿への随時登録

#### 11) 市と協定を締結した住民自治協議会の場合

住民自治協議会が登録希望者の個別計画を策定（第7参照）し、登録申請書兼同意書と個別計画を市に提出することにより名簿へ登録します。

#### 12) 民生委員児童委員の場合

民生委員児童委員が登録希望者の登録申請書兼同意書を市に提出することにより名簿に登録します。

## 第7 個別計画の策定

### 1 個別計画を策定する者

避難行動要支援登録者ごとの個別計画は、個人情報の取り扱いについて市と協定を締結した住民自治協議会が避難行動要支援登録者本人と話し合いながら避難支援者を選定し策定します。

## 2 個別計画策定の進め方

### 1) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、個人情報の取り扱いについて市と協定を締結した住民自治協議会に避難行動要支援者名簿を提供します。

### 2) 個別計画の策定

名簿の提供を受けた住民自治協議会は、避難行動要支援登録者本人と話し合いながら、避難支援者を選定し、個別計画を策定します。避難行動要支援登録者本人が意思表示が難しい状態であれば、その家族等と話し合い個別計画を策定します。

## 3 支援体制の確保

避難支援者の選定にあたっては、避難行動要支援登録者に対し、支援は避難支援者の任意の協力により行われるものであることや、避難支援者の不在や被災などにより、支援が困難になる場合もあることについて、十分に周知する必要があります。

また、個別計画を策定する際には、一人の避難行動要支援者に対し、複数の支援者を選定することにより、助けられない可能性を低減するよう努めるとともに、避難行動要支援者本人及びその家族にも、この点について十分に理解を求める必要があります。

## 第8 個人情報の取り扱い方針

### 1 事前の避難行動要支援者名簿の共有

市では、福祉部を中心に避難行動要支援者に関する多くの個人情報を保有しており、通常これらの情報は第三者への提供はもとより、利用目的以外に利用することは禁じられています。

しかしながら、避難行動要支援者の避難支援や安否確認などを迅速に行うには、その対象者を事前に把握し、避難支援等関係者が情報を共有する必要があります。

そのため、災害対策基本法第49条の11第2項に、本人の同意を得た場合に限り、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者にあらかじめ提供することができることとされており、本市でも避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供します。

なお、避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難行動等関係者には、災害対策基本法第49条の13の規定により、法令上の守秘義務が課せられています。

### 2 個人情報の提供

#### 1) 民生委員児童委員への個人情報の提供

市が保有する個人情報のうち、民生委員児童委員へ個人情報の提供について同意した者を掲載した要配慮者リストを、民生委員児童委員に提供し、要配慮者の実態調査に活用します。

また、民生委員児童委員は、個人情報の適切な取り扱いについて関係法令に守秘義務が定められており、これを遵守します。

#### 2) 避難支援等関係者への個人情報の提供

避難支援等関係者へ避難行動要支援登録者の情報を提供することについては、避難行動要支援登録者の同意に基づくこととします。

### 3 避難行動要支援者名簿への登録に不同意であった者に対する支援体制

避難行動要支援者ではあるが、避難行動要支援者名簿に登録を希望しない者については、避難行動要支援登録不同意者リストとして市が管理し、災害時に当該避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、避難支援等関係者等に提供し、安否確認及び



避難支援時に利用します。

#### 4 災害時における名簿情報の提供

災害対応の支援を行うため東広島市に自衛隊の部隊や他の自治体からの応援部隊等が派遣された場合、それらの者に対しても避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援登録不同意者リストを提供することができることとします。

また、緊急時には避難支援等関係者以外にも避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援登録不同意者リストを提供する可能性があります。

これらの者に避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援登録不同意者リストを提供する場合、市は、名簿情報の管理責任者を把握し、活動終了後には返却を求める等の情報漏えいの防止のために必要な措置を講じます。

#### 5 名簿等の保管及び利用方法

避難行動要支援者情報を記載した次の名簿等について、所持者、保管場所、活用方法、対象者、運用方法、閲覧の可否などをそれぞれ定め、適正な管理・運用に努めることとします。

また、関係者からの申請に基づく変更及び名簿の利用については、申請書によりこれを行い、様式は別に定めるものとします。

##### (1) 要配慮者リスト

所持者	東広島市
保管場所	市役所
活用方法	民生委員児童委員に提供し、要配慮者の実態調査に活用する。
対象者	要配慮者（民生委員児童委員へ個人情報を提供することの同意者）
運用	毎年度、市が追加・更新し、適宜、関係者の申請により、最新の情報に更新する。
閲覧	閲覧は不可とする。（民生委員児童委員（担当地区のみ）及び市の関係機関は閲覧可）

##### (2) 避難行動要支援者名簿

所持者	東広島市、避難支援等関係者（担当区域のみ抜粋）
保管場所	市役所（市内部で一元管理）、避難支援等関係者（複写）
活用方法	協定を締結した避難支援等関係者に提供し、個別計画の作成及び見守り活動に活用する。
対象者	避難行動要支援登録者
運用	毎年度、市が追加・更新し、適宜、関係者の申請により、最新の情報に更新する。
閲覧	閲覧は不可とする。（担当地区の避難支援等関係者は閲覧可）

(3) 避難行動要支援登録不同意者リスト

所持者	東広島市
保管場所	市役所
活用方法	市の関係機関で共有し、この制度への理解を深めてもらうように、引き続き登録・同意を呼びかける。また、避難指示発令時に、市の関係機関及び避難支援等関係者に提供し、安否確認及び避難支援に活用する。
対象者	避難行動要支援者（避難行動要支援者名簿に登録を希望しない者）
運用	毎年度、市が追加・更新し、適宜、関係者の申請により、最新の情報に更新する。
閲覧	閲覧は不可とする。

(4) 登録申請書兼同意書、個別計画書

所持者	東広島市（原本）、避難行動要支援登録者（関係分複写）、避難支援者（関係分複写）、市と協定を締結した住民自治協議会（関係分複写）
保管場所	市役所、避難行動要支援登録者の居所、避難支援者の居所、市と協定を締結した住民自治協議会
活用方法	東広島市、避難行動要支援登録者、避難支援者及び市と協定を締結した住民自治協議会が、避難行動要支援登録者の避難支援行動に活用する。
対象者	避難行動要支援登録者
運用	変更申請書等により、市が随時更新する。
閲覧	閲覧は不可とする。（避難支援者及び市と協定を締結した住民自治協議会は閲覧可）

※ 市が保有する災害時要援護者保有個人情報をも民生委員児童委員に外部提供することについては、東広島市個人情報保護審議会に諮問し答申を得ました。（H22. 3.26）

6 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するため市が求める措置及び市が講ずる措置  
市は、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援登録不同意者リストを避難支援等関係者等に提供する場合、個人情報の漏えいを防ぐため次の措置を講じます。

- (1) 個人情報の取り扱いについて市と協定を締結
- (2) 管理責任者の選任
- (3) 保管場所の届け出
- (4) 必要以上に複製しないよう指導
- (5) 守秘義務に関して説明

第9 日頃の備え

1 地域における取り組み

本プランの避難支援を継続的なものとするために、次のような取り組みを行います。

- (1) 避難支援等関係者は、避難支援者とともに、避難行動要支援者名簿や個別計画を基に、避難行動要支援登録者に対して、日頃から声かけ・見守り活動を行います。
- (2) 避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿に掲載されていない者についても、地域活動

等を通じて、避難支援の必要があると判断した場合は、避難行動要支援者名簿への登録手続きの援助を行います。

③ 避難支援者は、避難行動要支援登録者及び避難支援等関係者との連絡手段を整えておき、普段から個別計画の確認を行います。

④ 避難支援等関係者は、避難行動要支援登録者の移送訓練などを実施し、災害時に地域住民の協力が得られる環境づくりを推進します。

## 2 市における取り組み

### ① 避難支援制度連絡会議の設置

① 市の防災部局、福祉部局の連携のもと、総合的かつ体系的に制度を推進し、関係施策を円滑に実施するため、避難支援制度連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置します。

② 連絡会議の構成課は次のとおりとします。

総務部危機管理課、福祉部社会福祉課・障害福祉課・介護保険課・健康増進課・高齢者支援課

③ 連絡会議の位置付けは、要配慮者情報の共有化に関する事務、避難行動要支援者に関する名簿等の管理・更新を行います。

### ② 避難行動要支援者の避難場所

避難行動要支援者の避難場所は、個別計画によるものとします。一般の避難所では生活に支障がある場合は福祉避難所に移るものとします。

### ③ 福祉避難所の指定

市は、通常の避難施設では避難生活が困難な要配慮者のための施設として、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努めます。

### ④ 避難場所までの避難路の整備

個別計画に記載する避難行動要支援者の避難路は、災害に対する危険箇所を避けることだけでなく、未舗装路や大きな段差がある等の避難行動要支援者にとって避難が困難な経路はできるだけ避けるようにします。

### ⑤ 防災訓練の実施、計画の見直し

市は、要配慮者の参加した防災訓練を実施することで、実効性のある避難行動要支援者支援体制の確立を図ります。

また、訓練の際に見つかった課題等については、これを検証し、必要に応じて本計画を見直すことで、より円滑な避難行動要支援者支援が可能となるよう努めます。

## 第10 災害時の対応

### 1 地域における取り組み

災害時には、次のような避難支援を行います。

① 避難支援者は、避難行動要支援登録者及び避難支援等関係者と連絡を取り、個別計画に基づいて避難支援を行います。

② 避難支援等関係者は、避難支援者と連絡を取り、避難支援者が避難支援を行えない場合は、避難行動要支援登録者と連絡を取り、個別計画に基づいて避難支援を行います。

### 2 市における取り組み

- (1) 総括班は、避難準備情報等の伝達、避難状況の把握、総合調整を実施します。
- (2) 生活救助班は、情報等の伝達、安否確認、避難誘導、避難所への生活救助班員の配置、情報収集等の具体的な避難行動要支援者対策を実施します。
- (3) 消防班は、他の避難支援等関係者と協力して、避難行動要支援者の救助活動を実施します。
- (4) 避難所班は、生活救助班と連携・協力して、避難行動要支援者の避難状況を把握し、総括班に避難情報の連絡を行い、避難所の運営を実施します。

## 第1-1 災害発生時の情報伝達方法

### 1 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令基準

「東広島市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を策定し、避難準備情報、避難勧告・指示等を発令する判断基準を明確化します。(H24.2.6 策定済)

### 2 情報伝達方法

- (1) 市(総括班)は、避難行動要支援登録者、避難支援者及び避難支援等関係者に、緊急告知ラジオ、防災情報等メール配信サービスにより伝達します。
- (2) 市(生活救助班)は、避難支援等関係者を通じて避難行動要支援登録者及び避難支援者に、情報伝達を試みます。避難支援等関係者を通じた情報伝達が不可能な場合、市(生活救助班)が情報伝達を試みます。  
また、避難所班に連絡・確認を行い、避難行動要支援者の避難状況を把握します。
- (3) 避難支援等関係者は、情報伝達体制・避難支援体制をそれぞれ整備し、避難行動要支援登録者及び避難支援者に伝達することとします。  
また、避難支援者が避難支援を行えない場合は、避難行動要支援登録者に、電話連絡若しくは直接訪問を行い伝達するとともに、避難支援を開始します。
- (4) 避難支援者は、避難支援等関係者に避難支援に関する情報(避難支援が可能かどうか)の連絡を行い、避難支援が可能な場合は、避難行動要支援登録者に、電話連絡若しくは直接訪問を行い伝達するとともに、避難支援を開始することとします。
- (5) 市(避難所班)は、市総括班に、避難行動要支援者の避難情報を報告します。
- (6) 市(広報班及び消防班)は、避難勧告等発令時に、広報活動を行うとともに、救助の要請があった場合、避難支援等関係者と協力して避難誘導・避難支援を行います。

## 第1-2 避難誘導と安否確認

### 1 避難誘導

- (1) 避難支援者は避難準備情報等を受信した時は、個別計画に基づき、避難誘導・避難支援を行います。
- (2) 平常時に、避難行動要支援登録者自身も、避難支援者とともに、自宅から避難場所等までの避難経路をそれぞれの移動手段により確認しておくように努めます。
- (3) 避難経路の選定にあたっては、危険な箇所を極力避け、安全な避難の確保に努めます。
- (4) 避難支援者は、避難支援等関係者と協力し、避難行動要支援登録者の移動手段や誘導方法について事前に決めておきます。

### 2 安否確認

- (1) 避難支援等関係者は、各避難場所において、避難支援者と協力し、避難行動要支援者名簿を活用して、速やかに安否確認を行います。
- (2) 安否確認ができない避難行動要支援登録者がいる場合は、避難所班の市職員を通じて、総括班に連絡をとり、総括班は、生活救助班に安否確認を依頼するとともに、必要に応じて、消防班に救助の要請を行います。